

大分県畜産特別資金事務処理要領

大家畜特別支援資金、養豚特別支援資金、畜産経営改善緊急支援資金及び酪農・肉用牛担い手緊急支援資金（以下「畜産特別資金」という。）の融通に係る事務並びに畜産特別資金に係る利子補給等事業に係る取扱いは、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号。以下「畜特要綱」という。）、畜産特別資金融通事業実施要領（平成 25 年 2 月 27 日付け 24 発中畜第 949 号-2。以下「畜特要領」という。）、畜産特別資金融通事業実施に当たっての留意事項（令和 7 年 4 月 18 日改正公益社団法人中央畜産会。以下「留意事項」という。）、大分県畜産特別資金利子補給事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）、大分県畜産特別資金利子補給金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）及び県が県実施要綱第 3 の 5 に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）との間に締結する大分県畜産特別資金利子補給契約書（以下「契約書」という。）によるほか、この要領による。

第1 大家畜経営改善計画、養豚経営改善計画及び担い手経営改善計画（以下、「経営改善計画等」という。）の承認手続

- 1 畜産特別資金の借入を希望する者（以下「借入希望者」という。）が畜特要綱別添 1 の第 2 の 3 の（1）のア及び畜特要綱別添 1 の第 3 の 3 の（1）のアの定めに従い提出することとされている経営改善計画等は 4 部とする。
- 2 前項の定めに従い経営改善計画等の提出を受けた融資機関が畜特要綱別添 1 の第 2 の 3 の（1）のイの定めに従い提出することとされている経営改善計画等及び融資機関支援計画（以下「支援計画」という。）又は畜特要綱別添 1 の第 3 の 3 の（1）のイの定めに従い提出することとされている経営改善計画等及び経営改善計画総括表（以下「総括表」という。）は各 3 部とし、提出先は県振興局長とする。
- 3 前項の定めに従い経営改善計画等及び支援計画又は総括表の提出を受けた県振興局長は、経営改善計画等に関する意見書（第 1 号－1 様式又は第 1 号－2 様式。以下「局意見書」という。）を添付し、経営改善計画等及び支援計画又は総括表各 2 部を畜産振興課長に提出するものとする。なお、大家畜特別支援資金及び養豚特別支援資金については、大分県農業制度資金地方審査会及び融資機関が組織した畜産特別資金現地指導班の意見を聞いた上で、局意見書を作成するものとする。
- 4 前項の定めに従い経営改善計画等及び支援計画又は総括表並びに局意見書の提出を受けた畜産振興課長が、畜特要綱別添 1 の第 2 の 3 の（1）のウ又は畜特要綱別添 1 の第 3 の 3 の（1）のウにより定められた審査を行う場合は、別に定める大分県畜産特別資金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、内容を審査するものと

する。

- 5 畜特要綱別添1の第2の3の(1)のオ及び畜特要綱別添1の第3の3の(1)のオによる承認通知は経営改善計画等承認通知書(第2号様式。以下「計画承認通知」という。)により行うものとする。
- 6 第4項の定めに従って審査した結果、否認した場合は、関係機関に経営改善計画等否認通知書(第3号様式。以下「計画否認通知書」という。)を送付するものとする。

第2 借入申込み手続

- 1 借入希望者は、第1の5の規定による経営改善計画等の承認を受けた後に、畜産特別資金借入申込書(第4号様式。以下「借入申込書」という。)を作成し、4部を融資機関に提出するものとする。
- 2 融資機関は、前項に定める借入申込書を受理したときは、大分県畜産特別資金利子補給承認申請書(第5号様式。以下「承認申請書」という。)を作成し、3部を借入申込書とともに県振興局長に提出するものとする。また、大分県農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)の債務保証を受けようとする場合は、基金協会の定める債務保証委託申込書に借入申込書の写しを添付し、1部を基金協会に提出するとともに、県振興局長に提出する借入申込書に債務保証委託申込書の写しを添付するものとする。
- 3 県振興局長は、承認申請書及び借入申込書を受理したときは、承認申請書及び借入申込書各2部を団体指導・金融課長に提出するものとする。

第3 利子補給の承認

- 1 団体指導・金融課長は、第2により提出された承認申請書及び借入申込書を受理したときは、内容を審査し、関係課と協議のうえ、県による利子補給(以下「県利子補給」という。)の承認又は否認を決定し、承認した場合は、畜産特別資金利子補給承認通知書(第6号様式。以下「利子補給承認通知書」という。)の正本を融資機関に、副本を県振興局及び基金協会に送付するものとする。また、否認した場合は、畜産特別資金利子補給否認通知書(第7号様式。以下「利子補給否認通知書」という。)を関係機関に送付するものとする。
- 2 第5の1の(3)により変更経営改善計画等が承認された場合は、前項の手続に準じて、利子補給について変更承認の手続きをとるものとする。

第4 貸付実行等

- 1 融資機関から借入希望者への畜特要綱別添1の第2の3の(1)の力及び畜特要綱別添1の第3の3の(1)の力による貸付けは、第2及び第3に定める手続により利子補給承認通知書を受理した後、別に定める期日までに実行するものとする。
- 2 畜特要綱別添1の第2の3の(1)の力及び畜特要綱別添1の第3の3の(1)の力に定める都道府県知事等の確認は、畜産特別資金貸付実行状況報告書(畜特要領別紙様式第3号)の提出及びその受理により行い、その事務は県振興局を経由して畜産振興課長が行うものとする。
- 3 畜産特別資金の貸付実行を行った融資機関は、前項とは別に、県利子補給に係る畜産特別資金貸付実行報告書(第8号様式。以下「貸付実行報告書」という。)を県振興局を経由して団体指導・金融課長あて提出するものとする。
- 4 融資機関は、利子補給承認を受けた者が、資金の全部又は一部の借入を辞退した場合は、貸付実行報告書に必要事項を記載し、団体指導・金融課長に報告するものとする。
- 5 貸付実行状況等異動報告書の提出
 - (1) 畜特要領第1の6の(1)に定められた畜産特別資金貸付実行状況等異動報告書(以下「異動報告書」という。)の県への報告は団体指導・金融課長に対して行うものとし、県利子補給の請求額に修正を伴う場合は、その年の県利子補給請求書の提出期限30日前までに行うものとする。
 - (2) 前号の異動が、以下のいずれかを原因としたものである場合は、前号で定めた異動報告書とは別に、特例償還状況及び延滞状況報告書(第9号様式)を毎年1月7日までに団体指導・金融課長あて提出するものとする。
 - ア 借受者が県実施要綱第6条に該当したことにより貸付金の全額又は一部を繰上償還する場合
 - イ 借受者の申し出により貸付金の全額又は一部を繰上償還する場合
- 6 借受者経営中止状況報告書の提出
畜特要領第1の4の(3)に定められた畜産特別資金借入者経営中止状況報告書の県への報告は畜産振興課長に対して行うものとする。
- 7 経営改善計画等の承認の取消し
畜特要綱別添1の第2の2の(12)及び畜特要綱別添1の第3の2の(11)に定められた県知事の事務は畜産振興課長が行うものとする。
- 8 利子補給金の交付の停止(経営中止の場合)

- (1) 畜特要領第1の4の(4)の規程は県利子補給に準用し、文中「中央畜産会」は「県」に読替えるものとする。
- (2) 留意事項第7の4の(1)、(2)、(5)及び(6)の規程は県利子補給に準用する。
- (3) 留意事項第7の4の(3)及び(4)に係る県及び県知事の事務は畜産振興課長が行うものとする。

第5 経営改善計画等の見直し等

1 経営改善計画の見直し

- (1) 畜特要綱別添1の第2の2の(11)及び畜特要綱別添1の第4の2の(6)に係る県の事務は畜産振興課長が行うものとする。
- (2) 前号の手続を行う際には、第1の3に定める大分県農業制度資金地方審査会の開催及びその意見は、畜産特別資金現地指導班による現地検討会の開催及び畜産特別資金現地指導班の意見をもって代えることができるものとする。
- (3) (1)に定めるものの他、災害その他のやむを得ない理由により畜産特別資金の償還計画変更(第4の5の(2)のア及びイに掲げる場合によるものを除く)を伴う経営改善計画等の変更を必要とする場合は、第1に準じて変更経営改善計画等の審査及び承認(又は否認)を行うものとする。

2 実績点検

畜特要領第2の4の(2)のウの(ア)に定める実績点検を県支援協議会へ提出する際には、畜産特別資金現地指導班の意見を添付するものとする(別添様式)。

- 附 則 この要領は、平成20年10月 1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成22年 6月 1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成25年 8月19日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和 5年 7月27日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和 7年 6月 6日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和 7年 6月30日から施行する。